

〔表24〕 不用品の状況

機関名	管理部署	保管場所数	専用保管庫数	保管物質数	不用品の数の数
庄原格致高等学校	本校	1	2	26	1
	高野山分校	1	1	13	3
府中東高等学校		2	3	35	0
警察本部	刑事部鑑識課	1	1	15	10
	科学捜査研究所	1	2	75	0
合 計		81	112	1,236	169

(注) () 内は、専用保管庫数の内数であり、水道用水調整用の物質を保管しているFRP製のタンク数

d 施設外へ漏れ等を防ぐ措置

毒物及び劇物の取扱い時には、施設外に飛散し、漏れ、流れ出、しみ出又は地下にしみ込むことを防ぐ措置をすることとされているが、広島水道事務所を除く各機関では、毒物及び劇物を、屋内の各保管場所で専用保管庫等により保管しており、施設外への漏れ等の恐れはなく、適正に行われていた。

また、広島水道事務所の瀬野川浄水場、温品浄水場及び田口浄水場における水道用水調整用の物質を保管しているFRP製のタンクは、施設外への漏れ等を防ぐ措置として、タンクのまわりに防液堤が設置されており、適正に行われていた。

e 施設外で運搬する際の漏れ等を防ぐ措置

毒物又は劇物を施設外で運搬する際は、飛散し、漏れ、流れ出、しみ出又は地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講ずることとされている。

施設外での運搬は、西部農業技術指導所(本所)において、農薬試験のため公用車により劇物を調査場所に運搬するものと福山地域事務所の税務局軽油調査課、厚生環境局試験検査課及び農林局家畜保健衛生課において、各局が試験検査用等に使用した毒物及び劇物の使用後の廃液等を、公用車により、税務局は広島地域事務所税務局へ、厚生環境局は保健環境センターへ、農林局は東広島地域事務所農林局家畜保健衛生課へ運搬していたが、運搬時には、容器を密閉するなど、いずれにおいても漏れ等を防ぐ措置は、適正に行われていた。

f 専用保管庫及び保管容器の転倒防止の措置

毒物・劇物の専用保管庫及び保管容器については、地震等の災害に対する対策として、専用保管庫を床等に固定したり、保管庫の棚から毒物及び劇物の保管容器が転落するのを防止するための枠を設ける等の措置を講ずる必要がある。

専用保管庫や保管容器の状況によっては、転倒の恐れのない場合もあるため、転倒防止措置の必要性は、それぞれの状況により異なるが、専用保管庫及び保管容器の転倒防止措置の状況は〔表25〕のとおりとなっている。

転倒防止の措置が講じられている専用保管庫は、112保管庫のうち33保管庫(29.5%)、また、専用保管庫内の保管容器について、転倒防止の措置が講じられている専用保管庫は、105保管庫(広島水道事務所の専用保管庫(FRP性のタンク7基)は除く)のうち56保管庫(53.3%)に留まっていた。

〔表25〕専用保管庫等の転倒防止措置の状況

機 関 名	管 理 部 署	保管 場所数	専用 保管庫数	保管庫の 転倒防止 措置	保管容器の 転倒防止 措置
福山地域事務所	税務局軽油調査課	1	1	0	0
	厚生環境局試験検査課	4	10	0	10
	農林局家畜保健衛生課	1	2	0	0
保健環境センター		21	26	7	13
農業技術センター	本所	12	15	8	5
	果樹研究所	5	5	4	3
	柑橘研究室	2	2	0	1
県立広島大学	庄原キャンパス	22	28	3	17
安芸津病院		2	2	2	2
西部農業技術指導 所	本所	2	3	1	0
	芸北地域事務所駐在	1	1	0	0
広島水道事務所	瀬野川浄水場	1	3(3)	3	—
	温品浄水場	0	2(2)	2	—
	田口浄水場	1	3(2)	2	0
庄原格致高等学校	本校	1	2	0	2
	高野山分校	1	1	0	0
府中東高等学校		2	3	0	2
警察本部	刑事部鑑識課	1	1	1	1
	科学捜査研究所	1	2	0	0
合 計		81	112	33	56

(注) () 内は、専用保管庫数の内数であり、水道用水調整用の物質を保管しているFRP製のタンク数

(ウ) 保管場所等への表示

毒物及び劇物の保管場所には、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。また、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字を、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならないとされている。

保管場所及び保管容器への表示を確認したところ、保管場所については、19部署のうち12部署においては、適正に行われており、また、保管容器については、17部署（広島水道事務所の瀬野川浄水場と温品浄水場は、保管容器が無いため除く）のうち15部署において、適正に行われていた。

保管場所及び保管容器の表示について、適正でない状況のあった部署は、〔表26〕のとおりである。

〔表26〕保管場所及び保管容器への表示が適正でなかった状況

機関名	管理部署	適正でなかった状況
福山地域 事務所	税務局 軽油調査課	保管場所に「医薬用外」及び「劇物」の表示がなかった。
保健環境センター		保管場所に「医薬用外」の表示がないものがあった。
県立広島 大学	庄原キャンパス	保管場所に「医薬用外」の表示がないものがあった。
		保管場所に「医薬用外」, 「毒物」及び「劇物」の表示がないものがあった。
		保管場所に「医薬用外」及び「劇物」の表示がないものがあった。
安芸津病院		保管場所に「医薬用外」及び「劇物」の表示がないものがあった。

〔表26〕保管場所及び保管容器への表示が適正でなかった状況

機関名	管理部署	適正でなかった状況
広島水道事務所	瀬野川浄水場	保管場所に「医薬用外」及び「劇物」の表示がないものがあった。
	田口浄水場	保管場所に「医薬用外」及び「劇物」の表示がなかった。
庄原格致高等学校（本校）		保管容器のラベルが剥がれ、物質名が分からないものがあった。 また、「医薬用外」及び白地に赤色をもって「劇物」の文字の表示がないものがあった。
府中東高等学校		保管場所に「医薬用外」及び「劇物」の表示がないものがあった。 保管容器のラベルが剥がれ、物質名が分からないものがあった。

エ 使用後の廃棄方法の状況

（ア）使用後の廃棄方法の状況

毒物又は劇物は、中和や希釈等により毒物・劇物に該当しなくなるようにするなど技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならないとされている。

各管理部署は、中和や希釈等の自己処理による方法や産業廃棄物処理業者に処分を委託する方法により廃棄が行われていたが、病虫害防除用など使い切るため残量が無いものや、実験実習後の残量が少量のため、当面、ポリタンクなどに保管しており、平成17年度及び平成18年度において、廃棄がされていない場合もあった。

各管理部署の平成17年度及び平成18年度の使用後の廃棄状況は、〔表27〕のとおりである。

廃棄方法のうち「その他」は、福山地域事務所の税務局軽油調査課、厚生環境局試験検査課及び農林局家畜保健衛生課が、試験検査などの終了後の廃液等を、税務局は広島地域事務所税務局へ、厚生環境局は保健環境センターへ、農林局は東広島地域事務所家畜保健衛生課へ、それぞれ各局の職員が運搬しており、福山地域事務所の各管理部署では、廃棄を行っていない状況である。

〔表27〕使用後の廃棄方法の状況

方法	機 関 名（管理部署）
自己処理	福山地域事務所（厚生環境局試験検査課）、保健環境センター 農業技術センター（本所）、県立広島大学（庄原キャンパス） 安芸津病院、庄原格致高等学校（高野山分校）
業者委託	保健環境センター、県立広島大学（庄原キャンパス） 西部農業技術指導所（本所、芸北地域事務所駐在）、警察本部（科学捜査研究所）
廃棄無し	農業技術センター（本所、果樹研究所、柑橘研究室） 安芸津病院、広島水道事務所（瀬野川浄水場、温品浄水場、田口浄水場） 庄原格致高等学校（本校）、府中東高等学校 警察本部（刑事部鑑識課）
その他	福山地域事務所（税務局軽油調査課、厚生環境局試験検査課、農林局家畜保健衛生課）

（注）複数の保管場所がある管理部署は、業務により廃棄方法が異なる。

（イ）業者委託による廃棄の状況

平成17年度及び平成18年度に、毒物・劇物や毒物・劇物を実験などに使用した後の廃液等の処理を、産業廃棄物処理業者に処分を委託することにより行っていたのは、保健環境センター、県立広島大学（庄原キャンパス）、西部農業技術指導所（本所）、警察本部（科学捜査研究所）の4部署であった。

産業廃棄物の委託契約については、排出事業者の責務として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき適正に行わなければならないが、県立広島大学（庄原キャンパス）、西部農業技術指導所（本所）の委託契約において、適正でないものがあった。

その状況は、次のとおりである。

a 県立広島大学（庄原キャンパス）

県立広島大学（庄原キャンパス）は、実験実習等で使用した後の廃酸、廃アルカリなどの廃液について、「実験廃液処分業務委託」により廃棄していた。

産業廃棄物の運搬、処分等を委託する場合には、委託する収集運搬業者と処分業者のそれぞれと書面で契約しなければならない。また、契約書には産業廃棄物の処分に係る法定事項（注9）が漏れなく記載されていなければならない。

しかし、県立広島大学（庄原キャンパス）は、この「実験廃液処分業務委託」を法定事項が記載された契約書によらず契約金額、業務名、履行場所及び履行期間のみを記載した「請書」（注10）を徴していたのみであった。また、産業廃棄物処分業者と契約していなかった。

（注9）「産業廃棄物の処分に係る法定事項」

（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第6条の2抜粋）

第6条の2（事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）

3 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。

イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量

ロ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

ハ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力

ニ 産業廃棄物の処分を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力

ホ その他環境省令で定める事項

（注10）「請書」

請書とは、契約書の作成を省略する場合において、契約の履行を誓約させるため、契約の主要な事項について作成する書面である。

（広島県契約規則 第2条 抜粋）

第2条（契約書の作成等）

2 契約金額が150万円未満である指名競争契約又は随意契約をするときは、契約書の作成を省略することができる。

3 契約金額が50万円以上の随意契約をするときは、請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。

b 西部農業技術指導所（本所）

西部農業技術指導所（本所）は、平成18年4月1日からの農業改良普及組織及び病虫害防除所の組織の再編に当たり、不用となる物品、試薬、農薬、毒物及び劇物等について、「産業廃棄物処理委託」により業者に処分を委託していた。

受託業者は、産業廃棄物の収集・運搬の委託を行うときは、産業廃棄物収集運搬業の許可を、処分を行うときは産業廃棄物処分業の許可を、業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事から受けているか、許可証の写しなどで確認する必要がある。しかし、

西部農業技術指導所（本所）は、産業廃棄物収集運搬業者の許可内容について、確認をしていなかった。

オ その他

（ア）購入の方法

毒物及び劇物の購入に当たっては、毒物及び劇物の受領時に毒物劇物販売業者に物質の名称・数量、購入年月日、譲受人の住所・氏名・職業を記載した譲受書を提出しなければならないが、平成17年度の購入時の譲受書の提出状況を確認したところ、全機関において、適正に行われていた。なお、庄原格致高等学校（本校、高野山分校）は、平成17年度は、毒物及び劇物の購入はしていなかった。

（イ）有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当の支給事務

特定の毒物及び劇物を使用して行う試験、研究や検査、作業などを行う場合において、職員には、従事した日1日につき290円を超えない範囲内において、有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当が支給される。

農業技術センターの本所と果樹研究所及び西部農業技術指導所の本所においては、この手当は支給されていたが、3部署の平成17年度の支給事務について、作業従事実績簿等の確認をしたところ、適正に行われていた。

（ウ）「農薬危害防止講習会」への参加

薬務室と農林水産部農水産振興局技術振興室は、「広島県農薬危害防止運動」の一環として、農薬の販売者、使用者及び農産物の消費者等に対し、「農薬危害防止講習会」を開催し、その中で、薬務室は、「毒物及び劇物取締法」について説明している。

この講習会に参加したことがあるのは、19部署のうち、福山地域事務所（厚生環境局試験検査課）、農業技術センター（本所、果樹研究所、柑橘研究室）及び西部農業技術指導所（本所、芸北地域事務所駐在）の6部署となっており、他の13部署は、講習会の開催自体を知らないということであった。

（エ）学校薬剤師の関与の状況

県立学校には、学校保健管理に関する専門的事項に従事するため、学校薬剤師が置かれ、学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し、必要な指導や助言等を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこととなっている。

庄原格致高等学校（本校、高野山分校）及び府中東高等学校の平成17年度の学校薬剤師の執務内容を確認したところ、毒物及び劇物の管理に係る指導は、行っていなかった。

第4 指摘事項

1 毒物及び劇物の管理について

監査の結果、次のとおり適正な管理が行われていないものがあった。適正な管理に努められたい。

(1) 専用保管庫について

毒物及び劇物を保管する場合は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒物劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。

保管場所や専用保管庫への鍵の措置は、適正に行われていたが、専用保管庫に毒物及び劇物以外の試薬などの「普通物」などと混在して保管しているものがあった。

(福山地域事務所、保健環境センター、農業技術センター、県立広島大学(庄原キャンパス)、西部農業技術指導所、府中東高等学校、警察本部(科学捜査研究所))

(2) 保管場所等への表示について

毒物及び劇物の保管場所には、「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については「毒物」の文字を、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

また、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字を劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならないとされているが、保管場所及び保管容器にこれらの表示の無いものがあった。

(保管場所の表示：福山地域事務所、保健環境センター、県立広島大学(庄原キャンパス)、安芸津病院、広島水道事務所、府中東高等学校)

(保管容器の表示：庄原格致高等学校、府中東高等学校)

2 産業廃棄物の処分等に係る委託契約について

監査の結果、次のとおり適正な事務処理を行っていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(1) 契約の締結方法について

事業者が、産業廃棄物の運搬、処分等を業者に委託するに当たっては、「事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準」に従い、その運搬については産業廃棄物収集運搬業者と、処分については産業廃棄物処分業者と、それぞれ書面により契約しなければならないが、毒物及び劇物を実験実習等で使用した後の廃酸、廃アルカリなどの廃液に係る産業廃棄物処理契約において、産業廃棄物処分業者と契約をすることなく産業廃棄物収集運搬業者とのみ契約していた。

また、産業廃棄物収集運搬業者との契約も請書を徴していたのみで、法定事項を記載した契約書を交わしていなかった。(県立広島大学(庄原キャンパス))

(2) 委託業務の許可内容の確認について

事業者が、産業廃棄物の運搬、処分等を業者に委託するに当たっては、委託する処分業者、収集運搬業者の許可内容について、許可証の写しなどで確認する必要があるが、不用物品、農薬、毒物及び劇物等に係る産業廃棄物処理委託契約において、産業廃棄物収集運搬業者の許可内容について、確認をしていなかった。(西部農業技術指導所(本所))

第5 監査委員意見

1 毒物及び劇物の管理に係る指導監督体制について（総務部に対するもの）

毒物及び劇物の取扱いは、本庁では、警察本部のみで行っており、地方機関では、198機関のうち総務部、政策企画部、県民生活部、福祉保健部、農林水産部、公営企業部及び教育委員会の所管する138機関（69.7%）で行っていた。

毒物及び劇物の管理は、「毒物及び劇物取締法」の規定により適正に行う必要があるが、毒物及び劇物の管理に係る各部における指導状況は、それぞれ異なっており、本庁の部の中には、今まで指導を行っていない状況もあった。

福祉保健部保健医療局薬務室は、「毒物及び劇物取締法」に関することについて所掌し、毒物及び劇物を取り扱っている県の機関に対して、他の「業務上取扱者」と同様の監視指導を行っているが、県の機関における毒物及び劇物の取扱い全体を統括する権限は有していない。

毒物及び劇物による事故等を未然に防止し、毒物及び劇物の適正な管理及び処分を行うため、事業者としての「広島県」全体を統括する部署を明確にする必要がある。

2 適切な「毒物劇物危害防止規定」の制定について（各部署に対するもの）

毒物及び劇物の管理に当たり、保管場所や専用保管庫等に鍵がかかる盗難・防止の措置がされ、また、使用時は管理台帳等による管理をするなど概ね適正に行われていた。

しかしながら、毒物劇物による危害防止のための規定等は、提出された監査調書をまとめると164管理部署のうち125部署（76.2%）において制定されていたが、39部署（23.8%）においては制定がされていなかった。県の機関は、毒物及び劇物の「業務上取扱者」として、その危害防止の観点から「毒物劇物危害防止規定」を制定する必要がある。また、制定に当たっては、毒物及び劇物の管理・責任体制を明確にするとともに、その内容は毒物及び劇物による危害防止の目的を達成しうよう、当該管理部署において取り扱われる毒物及び劇物の種類・量、取扱いの方法等の態様に応じ、具体的、かつ、詳細な内容とする必要がある。

これを踏まえ、すでに制定している管理部署についてもその内容について確認するとともに全ての機関で適切な「毒物劇物危害防止規定」を制定する必要がある。

3 不用な毒物及び劇物等の廃棄について（各部署に対するもの）

毒物及び劇物の専用保管庫ごとの延べ保管物質数は、提出された監査調書をまとめると、県全体では、6,762物質となっていたが、この保管物質のうち、619物質（9.2%）は、使用見込みのないものであった。

使用見込みのない毒物及び劇物の状況について、実地監査を行った19部署において確認したところ、1,236物質のうち169物質（13.7%）となっていた。また、毒物及び劇物以外の試薬等についても、今後、使用する見込みのないものを保管しているものがあり、これらは、予算の関係上、廃棄手続きがなされていないということであった。

毒物及び劇物の適正な管理を行うため、使用見込みのない毒物及び劇物等について、廃棄する必要がある。

4 毒物及び劇物の専用保管庫等の転倒防止措置について（各部署に対するもの）

毒物及び劇物の専用保管庫及び保管容器については、地震等の災害への対策として、専用保管庫を床等に固定することや、保管庫の棚から毒物及び劇物の保管容器が転落するのを防止するための枠を設ける等の措置を講ずる必要がある。

専用保管庫等の転倒防止措置について、提出された監査調書をまとめると、県全体の640保管庫のうち266保管庫（41.6%）においてのみ、専用保管庫内の保管容器の転倒防止

措置は、627保管庫（水道事務所の専用保管庫（FRP性のタンク13基）は除く）のうち354保管庫（56.5%）においてのみ措置されていた。

専用保管庫や保管容器の状況によっては、転倒の恐れのない場合もあるため、転倒防止措置の必要性は、それぞれの状況により異なるが、危機管理の観点から転倒防止措置の必要性を確認し、状況に応じた措置を講ずる必要がある。

5 県立学校における学校薬剤師の活用について（教育委員会に対するもの）

県立学校には、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事するため、学校薬剤師が置かれ、「学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し、必要な指導や助言等を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと」となっている。

県立学校において、平成12年度以降、学校薬剤師から、毒物及び劇物の管理に関し、必要な指導や助言等を受けた学校は、104校のうち18校（17.3%）に留まっていた。

このため、教育委員会においては、学校薬剤師の職務について学校長を指導するとともに、統一的なチェック表を作成し、配布するなど、毒物及び劇物の適正な管理を行う必要がある。

（付記）

1 「農薬危害防止講習会」への参加について

福祉保健部保健医療局薬務室及び農林水産部農水産振興局技術振興室は、「広島県農薬危害防止運動」の一環として、「農薬危害防止講習会」を開催し、その中で、「毒物及び劇物取締法」に関する説明を行っているが、参加は、実地監査を行った19部署のうち、6部署となっていた。毒物及び劇物を取扱っている機関に対し、この講習会の周知を図るとともに、各機関では、積極的にこの講習会に参加し、毒物及び劇物の適正な管理に努めていただきたい。

2 毒物及び劇物使用後の廃液等に係る施設外への運搬及び廃液等の処分について

地域事務所において、税務局軽油調査課、厚生環境局試験検査課及び農林局家畜保健衛生課は、各局が試験検査用等に使用した毒物及び劇物の使用後の廃液等を、当該機関において廃棄することなく、職員が公用車により、税務局分は広島地域事務所税務局へ、厚生環境局分は保健環境センターへ、農林局分は東広島地域事務所家畜保健衛生課へそれぞれ運搬している。

また、これらの廃液等の処分は、税務局分は広島地域事務所税務局が、厚生環境局試験検査課分は保健環境センターが、農林局家畜保健衛生課分は東広島地域事務所農林局家畜保健衛生課が一括して産業廃棄物処理業者に処分を委託することにより行っている。

廃液等の運搬に関しては、事故等の危険も懸念されることから、廃液等の処分を産業廃棄物処理業者に委託するに当たっては、当該地域事務所で委託することや、産業廃棄物収集運搬業者による回収を行うことなど安全性を考慮したうえで、効率的に行うことができるよう検討していただきたい。

3 県の全ての機関における「毒物・劇物の管理」の徹底について

今回の監査では、県の全ての機関から監査調書等の提出を求め県全体の毒物及び劇物の管理状況を把握するとともに、本庁1部及び地方機関9機関について実地監査を行ったが、その結果、毒物及び劇物の管理に係る課題が判明した。

この監査の結果は、単に実地監査の対象となった機関の問題として限定的にとらえるのではなく、毒物及び劇物の適正な管理について、毒物及び劇物を取り扱っている全ての機関に徹底していただきたい。